

平成24年11月22日

第2回高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会の議事概要について

(概要)

標記の委員会について、以下のとおり開催されましたのでお知らせします。

(開催日時)

平成24年11月22日(木) 14時～16時

(開催場所)

国土交通省 4階 幹部会議室

(出席者)

委員長

伴野副大臣

委員

事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、総括審議官、総括監察官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、技術審議官(官房)、官庁営繕部長、総合政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、四国地方整備局長
和泉澤衛 東京経済大学現代法学部教授、金本良嗣 政策研究大学院大学教授、郷原信郎 関西大学特任教授、長瀧重義 東京工業大学名誉教授、奈良輝久 弁護士、堀田昌英 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授、升田純 中央大学法科大学院教授、宮本健蔵 法政大学法学部教授

オブザーバー 岩城孝章 高知県副知事

(議事概要)

○伴野副大臣挨拶

本委員会は、高知県内における国交省直轄事業に係る入札談合に関する新聞報道等を踏まえ、大臣指示により9月7日に設置し、18日に第一回を開催。その後、先月17日に公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求を受けた。

言うまでもなく、入札談合等の不正行為はあってはならず、とりわけ「官製談合」はあってはならないことであり、この度、国土交通省の直轄事業に関し、改善措置要求等を受けたことは極めて遺憾。

今回の官製談合事案により、これまで災害対応などを通じて培ってきた地域の信頼を大きく損なうことになるのみならず、「公共事業」「建設業」「国土交通省」に対して国民の抱くイメージが悪化する

ことで、高齢化が進む建設業界への若者の就業促進、担い手育成に悪影響が及ぶこと、真に必要な予算の確保に対してすら国民の理解が得られにくくなってしまふことなど、今後、東日本大震災を踏まえ、全国的な防災・減災などに取り組まなければならない国土交通省にとって、大変なダメージ。

こうしたことを踏まえ、今回の事案は、単に、高知県内の国交省事務所の不正行為、あるいは高知県の一部の建設業者が行った問題として矮小化することなく、国交省幹部以下、全職員が組織全体で入札談合行為への関与と対峙し、今後、このような事案の発生を決して許さないという強い決意が必要。官製談合防止対策に上限はないと思っている。本日は、第1回委員会開催後の経緯と、前回決定した調査方針に基づき、これまで実施してきた調査の状況を報告させて頂いた上で、今後の調査内容や再発防止対策について、有識者委員の皆様の忌憚のないご意見、ご審議いただくようお願い申し上げます。

○事務局説明

(1)第1回委員会以降の経緯等について

(2)調査の実施状況について

(3)その他

※資料（委員会において公表資料とされたものは別添のとおり）

○意見の概要

- ・歴代の副所長が入札談合に関与していたことは、遵法精神に乏しいと言わざるをえない。事情聴取をした多くの者は、情報漏洩についての違法性の認識が低いが、各個人の遵法意識の問題もさることながら、組織風土の影響もないとはいえない。
- ・これまでの事情聴取の結果のみでは、情報漏洩をした理由・動機について十分とはいえない。引き続き、その背景も含めた究明をしっかりと行うべき。
- ・副所長室へ業者など外部の者が直接自由に出入りできないようにするほか、接客は執務室の外で行うなど可視化が必要。
- ・総合評価点数など入札関連情報について、資料の回収や再度の印刷などが安易にできないようにするなど秘密情報の管理徹底が必要
- ・研修・教育において、入札談合関与行為は、懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等がなされることを具体的かつ十分に周知することが必要。
- ・今後の地域建設産業のあり方を踏まえた対策も併せて取り組むべき。
- ・引き続き調査を進め、実態に応じた再発防止対策を追加するべき。
- ・四国地方整備局はもとより、全国他の地方整備局等の事務所幹部について、官製談合の違法性の認識が十分あるか、業者から同種の働きかけがなかったかどうか等、総点検をすることが必要。

連絡先：国土交通省大臣官房地方課
公正入札監視官 大澤（内線 21952）
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8919
FAX：03-5253-1533